

平成22年4月1日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第31条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給範囲)

第2条 この規則による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員（再任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、次の各号に掲げるものは、職員とみなして、この規則（第7条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第8条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

- 一 勤務時間その他の勤務条件が職員に準ずる者で、12月以上の期間勤務することとされているもの
- 二 前号に掲げる者以外のもののうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。以下同じ。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規則の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規則の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 次条及び第17条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第22条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び第13条から第15条までの

規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項の給料の月額のうち給料月額は、職員の給与に関する規則（平成22年規則第27条）別表第1の備考2及び別表第2の備考2の規定を適用しない額とする。

3 第1項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第2項、第8条第2項及び第3項第4号において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第23条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第25条第1項第1号、第2号及び第5号の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第16条第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 定年に達したことにより退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの
- 三 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、理事長が承認したもの

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごと

に当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - 二 職制の改廃若しくは定数の減少のため廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者若しくは予算の減少により退職した者であつて理事長が定めるもの
 - 三 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 四 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が別に定めるもの
 - 五 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、理事長が承認したもの
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定により当該変定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規則その他の規程の規定により、この規則の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第18条第5項に規定する地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第23条第1項若しくは第25条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第22条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第18条第5項に規定する地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
 - 二 第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - 三 第18条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - 四 第18条第5項第2号に規定する場合における先の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - 五 第18条第5項第3号に規定する場合における先の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - 六 第18条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び地方公務員としての引き続いた在職期間
 - 七 第18条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - 八 第18条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び地方公務員としての引き続いた在職期間
 - 九 第18条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - 十 第18条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - 十一 第21条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - 十二 第21条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - 十三 第21条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - 十四 第21条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - 十五 第21条第3項第3号に規定する場合における地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - 十六 第21条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - 十七 第21条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - 十八 第21条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - 十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
- 第10条 第7条第1項第3号及び第8条第1項(第1号を除く。)に規定する者(理事長が定める者を除く。)のうち、定年に達する日から理事長が定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が理事長が定める年齢以上であるものに対する第7条第

1 項、第 8 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第 9 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第 9 条第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第 9 条第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第 1 1 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当っては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第 1 2 条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 1 3 条 第 6 条から第 8 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 6 0 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 1 4 条 第 9 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 6 0 以上 特定減額前給料月額に 6 0 を乗じて得た額

二 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第14条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第14条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第14条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日給料月額に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する

基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(職員就業規則第17条の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員就業規則第46条第1項第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 一 第1号区分 7万400円
- 二 第2号区分 6万5,000円
- 三 第3号区分 5万9,550円
- 四 第4号区分 5万4,150円
- 五 第5号区分 4万3,350円
- 六 第6号区分 3万2,500円
- 七 第7号区分 2万7,100円
- 八 第8号区分 2万1,700円
- 九 第9号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- 三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料月額、扶養手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)の月額(扶養手当が日額で定められている者については、扶養手当の日額の21日分に相当する額)及び地域手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)の月額(地域手当が日額で定められている者については、地域手当の日額の21日分に相当する額)の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

(勤続期間の計算)

- 第 18 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合においてその者の地方公務員等として引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数（1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 一 職員が、第 30 条第 2 項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員等となり、引き続いて地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 二 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）以外の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 8 条第 3 項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、理事長又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、理事長の要請に応じ、引き続いて法人以外の一般地方独立行政法人又は地方公社で退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規則において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、理事長又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独

立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三 特定地方公務員又は国家公務員が、理事長の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規則において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が理事長又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

四 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

五 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

六 職員が、理事長の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

七 職員が、理事長の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 法人以外の移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを理事長の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(勤続期間の計算の特例)

第19条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該

各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 第2条第2項第2号に規定する者 その者が、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いた期間

二 第2条第2項第2号に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第20条 第18条第5項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第21条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第18条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第18条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間については、第18条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間として計算するものとする。

一 職員が、理事長の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二 職員が、理事長の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三 特定地方公務員が、理事長の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

四 国家公務員が、理事長の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

五 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員

として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

六 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

4 法人以外の移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

5 第16条第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第22条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第23条 退職をした者が懲戒解雇等処分（職員就業規則第46条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。）を受けて退職をした者に該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を埼玉県報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職

をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮（こ）以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮（こ）以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこ

ととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第23条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 第23条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第27条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第23条第2項並びに前条第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第28条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、

理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

5 第23条第2項並びに第26条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

（育児休業及び育児短時間勤務をした職員の取扱い）

第29条 第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等に関する規程（平成22年規程第28号）の定めるところにより育児休業又は育児短時間勤務をした期間は、第16第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間についての第18条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第30条 職員が退職した場合（第23条第1項に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が地方公務員等に対する退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準により、地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

3 職員が第21条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支払方法の特例)

第31条 退職手当の支払について、退職手当の支給を受ける者からの同意により、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第32条 この規則の実施に関し必要な事項は規程で定める。

2 特別の事情等によりこの規則によることができない場合、この規則によることが著しく不適当である場合等の取扱については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、第8条、第10条、第15条及び第16条第4項の規程は、理事長の定める日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第18号。以下「条例」という。）第44号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。

3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第44号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年10月31日までの間においては「100分の98」と、同年11月1日から平成26年7月31日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、職員の退職手当に関する条例その他埼玉県の関係規定の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。

3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。